

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 6 日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官 黒 澤 愛 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所横須賀支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 1 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所横須賀支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 18 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 620, 000 6, 896, 000	一括	1, 724, 000	59, 814	21, 939
1	2, 940, 000				
2	5, 680, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市久村字御滝堂
 地 番 562番
 地 目 宅地
 地 積 307.43平方メートル

- 2 所 在 横須賀市久村字御滝堂562番地
 家屋 番号 562番
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 38.09平方メートル
 2階 25.67平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 9.91平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 5月13日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官 黒 澤 愛 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市久村字御滝堂
 地 番 562番
 地 目 宅地
 地 積 307.43平方メートル

- 2 所 在 横須賀市久村字御滝堂562番地
 家屋 番号 562番
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 38.09平方メートル
 2階 25.67平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 9.91平方メートル



令和 7 年(ヌ)第 36 号
令和 7 年 12 月 8 日受理
令和 8 年 1 月 9 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所横須賀支部

執行官 野村 剛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 横須賀市久村字御滝堂 |
| | 地 番 | 5 6 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 7 . 4 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横須賀市久村字御滝堂 5 6 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 5 6 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 8 . 0 9 平方メートル
2 階 2 5 . 6 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類: 物置 構造: 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積: 約9.91平方メートル		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	1 本件建物から私が引っ越したのは2年以上前です。 2 本件建物は劣化が進んでおり、居住するのは困難だと思います。 3 物置（未登記附属建物）も私の物ですが、壊れています。 4 12月26日立入調査予定とのことですが、立会をする予定はありません。 (令和7年12月22日電話聴取)

執行官の意見
■ 1 受命物件の状況および占有関係は、関係人の陳述、債務者提出の陳述書および立入調査の結果により、前記記載のとおりと認めた。 2 本件建物は、外部においては、外壁の亀裂、屋根瓦の破損、庇の腐食、戸袋の破損などが見られ、内部においても床の緩み、雨漏り、天井板の垂れ下がりなどが見られ、全体として劣化が激しい状況であった。また、前記未登記附属建物についても外壁が崩れており、同じく劣化が激しい状況であった。 3 本件土地は公図上の形状と建物図面上の形状は概ね似通っているものの、現況では、建物図面上、本件土地の北西側に位置する付近は、ブロック塀の外側になり、古い建物が存在した形跡がある現況更地である。また、公図上、本件土地の北東側は無番地である。地積測量図もないことから本件土地の形状を現地において確定できなかったが、評価人の調査に掛かる建築計画概要書の形状が現況の土地の形状に近いことから本報告においては、添付の土地建物位置関係図のとおりとして報告する。なお、以上の状況から建築確認計画概要書のとおりとなると本件土地について縄縮みの可能性がある。 4 本件土地の本件建物の南西側付近にあたるボトルネックのようにになっている箇所のコンクリートブロックとコンクリートブロックの間は概測した限りでは、現況2メートルに満たなかった。 5 添付の土地建物位置関係図の位置に未登記附属建物が存在する。また同図面の位置に基礎の無い簡易物置が存在する。 6 評価人の調査によると本件土地は、南東側で市道に接しており、現況も同じく南東側で公衆用道路に接している。なお同じく評価人の調査によれば、同市道は建築基準法42条2項に該当する道路であり、本件土地についてもセットバックを要するとのことである。詳細は評価書を参照されたい。 7 本件土地の道路側、南西側角付近に電柱が存在するが、本件土地上かどうかは定かではない。 8 本件建物のトイレは形状からくみ取り式トイレと思料される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年12月9日(火) 14:20-14:25	横浜地方法務局横須賀支局	登記事項証明書等交付申請
令和7年12月11日(木) 11:50-12:10	目的物件所在地	外観調査 写真撮影 不在通知書投函
令和7年12月11日(木) : - :	書面照会(郵送)	債務者へ賃貸借関係等照会
令和7年12月22日(月) 12:31-12:35	電話聴取	債務者から事情聴取
令和7年12月26日(金) 11:40-12:12	目的物件所在地	外観調査 立入調査 写真撮影 [評価人同行]
令和8年1月8日(木) 9:00-9:01	横浜地方法務局横須賀支局	近隣土地地積測量図等交付申請
令和年月日() : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

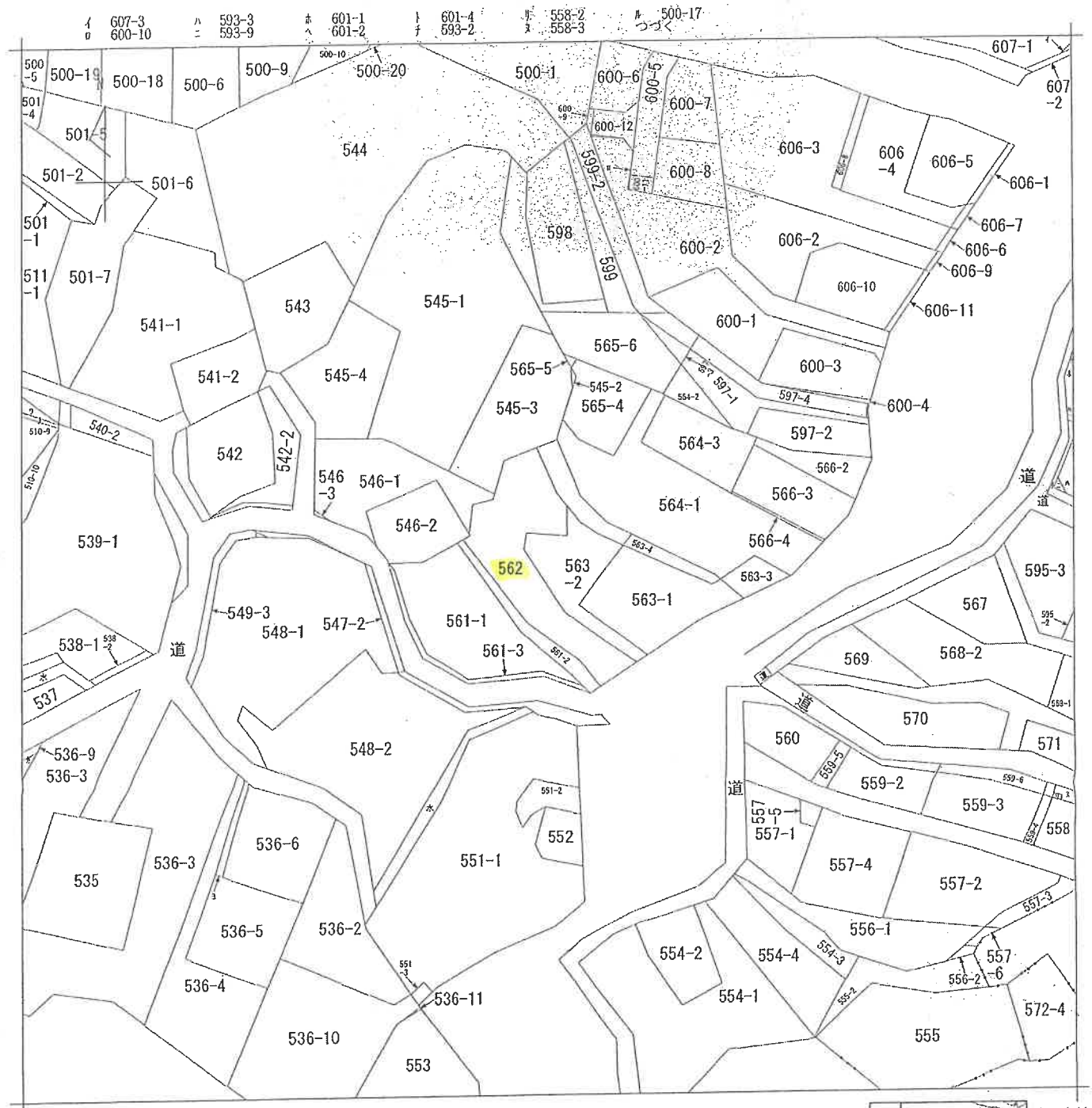
☒ 令和 7 年 1 2 月 2 6 日
目的物件は不在であったので、立会人Bを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したもので



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 久村

請求部	所在	横須賀市久村字御滝堂				地番	562番			
出力縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月28日
横浜地方支局横須賀支局
登記官

地図整理番号：M20882
(1/2)

(5 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものであ

ア 510-11
イ 514-2
ウ 536-1
エ 536-8

마음

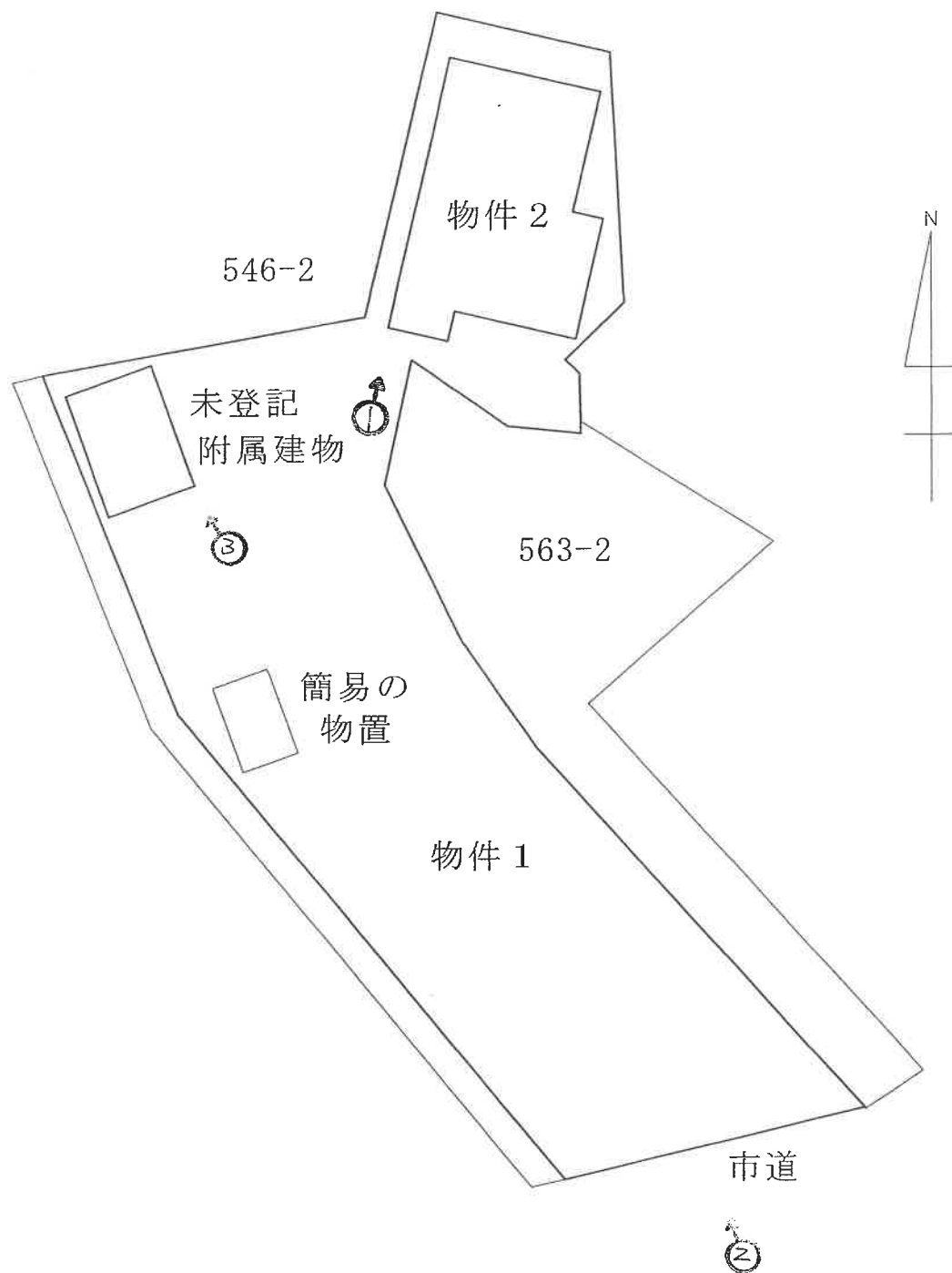
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地图整理号: M20883

[illegible]

土地建物位置関係図

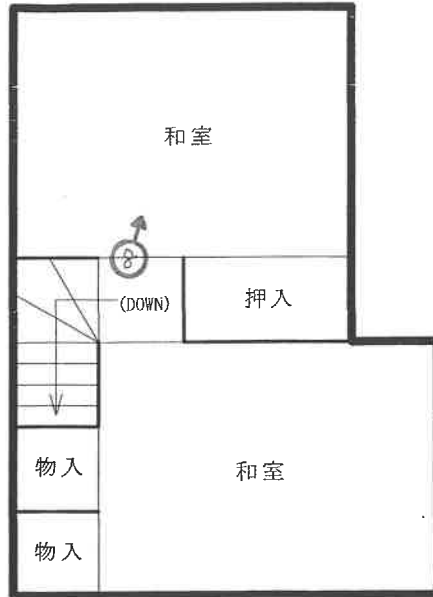
←○は写真撮影位置・方向



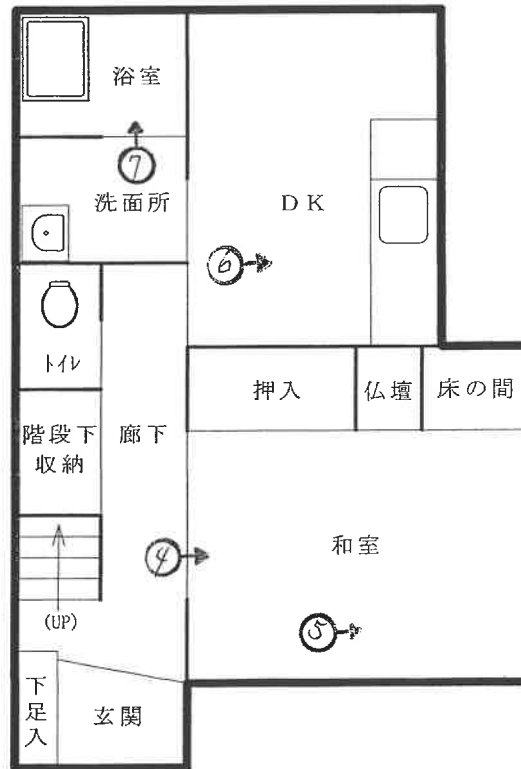
間取図

←○は写真撮影位置・方向

2 階



1 階



附属建物



(9 枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥

令和7年(ヌ)第 36 号
令和7年12月26日 現地調査
令和8年 1月 9日 評 価

横浜地方裁判所横須賀支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 林 隆 志

第1 評価額

一括価格（合計）	
金8,620,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1	金2,940,000円
物 件 2	金5,680,000円

- ① 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	—
2		附属建物 種 類 物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 9.91平方メートル 住居表示 未実施
特 記 事 項		
な し		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 横須賀市久村字御滝堂 |
| | 地 番 | 5 6 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 7. 4 3平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横須賀市久村字御滝堂 5 6 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 5 6 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 3 8. 0 9平方メートル
2階 2 5. 6 7平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	京浜急行久里浜線「京急久里浜」駅の西方 約1.1km(道路距離)、徒歩約14分	
付 近 の 状 況	中小規模の戸建住宅、共同住宅等が建ち並ぶ既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 立地適正化計画 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 都市機能誘導区域外、居住誘導区域内 第1種高度地区、宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制地域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	307.43㎡（登記面積） 不整形 間口約6m、奥行き約30m ほぼ平坦（北側から南東側の隣接地よりも2.5～3m程度高く、間知石積擁壁等が築造されている。）
接面道路の状況	南東側で幅員約3.0m舗装市道（建築基準法第42条第2項）と等高に約6m接面	
土地の利用状況等	◇物件2建物の敷地として利用されている。 ◇建物の配置は附属資料配置図のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり（西側隣接地を経由して接続されている。） なし（プロパンガスを使用する必要がある。） 接続可能（室内のトイレは水洗ではないと考えられるため、浄化槽を利用していると推測。接面道路には公共下水道が埋設されている。）
特 記 事 項	◇物件1土地には地積測量図が作製されていない。隣接地との境界標も確認できなかったため、物件1土地の範囲は不明確といわざるを得ない。 ◇公図と建物図面に記載された土地形状は類似し、物件2建物の西側に空地が存在するように描かれる一方で、横須賀市建築指導課備付の建築計画概要書の配置図では、物件2建物	

	のすぐ西側に境界があるように図示されている。現況は建築計画概要書の配置図に類似しており、物件2建物のすぐ西側にブロック塀が作られ、このブロック塀のさらに西側には、すでに取り壊された建物の基礎部分が残っている。物件1土地の隣接地と推測した土地上の建物図面を調べたところ、家屋番号546番2の建物と敷地の配置が現在の状況に類似し、公図で描かれた土地の位置関係とも整合性が認められることから、物件1土地の形状は、おおよそ建築計画概要書の配置図のとおりと推測した。建築計画概要書記載の敷地面積は240.86㎡であるため、物件1土地には縄縮みの可能性がある。 ◇接面する市道から物件2建物が所在する土地の間には、駐車スペースのほか、簡易の物置と未登記附属建物である物置が存在する。 ◇前項の部分から、物件2建物の敷地として利用されている部分との間が現状はボトルネックのように狭くなっており、その幅が最大1.85m程度しかないため、建物の新築が困難である可能性がある。 ◇セットバックが必要になる。 ◇耐火建築物又は準耐火建築物等を建築する場合、基準建蔽率は70%になる。また、基準容積率は160%。
--	---

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日	昭和52年9月25日（登記記載）
	経 過 年 数	49年
	経済的残存耐用年数	3年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	瓦葺、亜鉛メッキ鋼板葺等
	外 壁	吹付タイル等
	内 壁	繊維壁、漆喰、石膏ボード等
	天 井	合板、網代天井等
	床	フローリング、畳、角タイル等
	設 備	トイレ、キッチン、浴室、洗面台等
	そ の 他	押入、物入、階段下収納、下足入、床下収納、床の間、仏壇等
床面積（現況）	1階：38.09㎡、2階：25.67㎡、延床面積：63.76㎡	
現 況 用 途 等	種 類	居宅
	間 取 り	3DK（附属資料間取図のとおり）
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	かなり劣る	
建物の利用状況	◇令和7年12月26日内部立入調査 ◇所有者が占有している。	
特 記 事 項	◇玄関の扉が壊れており、きちんと閉まらなくなっていた。雨戸も壊れ、複数個所の窓ガラスにひび割れが入っていた。 ◇1階を中心に床がかなりたわんでいた。内壁に穴が開き、亀裂が多数あったほか、外壁にも大きな亀裂があり、吹付も剥がれ落ちている部分が目立った。天井板が腐食して垂れ下がり、雨漏りの痕跡も複数個所で見られた。また、屋根の庇が腐食して穴が開いていた。 ◇地上から見ても、屋根瓦が一部失われていることが確認できた。 ◇未登記の附属建物である物置がある。課税床面積は9.91㎡であり、ほぼ現況と一致していた。この物置は外壁が落ちて、屋根との壁の間に大きな隙間が生じていた。 ◇横須賀市建築指導課備付の建築確認等台帳記載証明書では、物件2建物が完了検査を受けたことを確認することができなかった。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	107,000	45 100	48,200	×307.43	×0.9	= 13,340,000

標準的画地価格：標準的画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 横須賀-38

$$\begin{array}{ccccccccc}
 & \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 & & & & & \text{補 正} & & & & \\
 158,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{105}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{155} & = & 107,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的な画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は対象地域に比し、交通接近条件、街路条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：規模、縄縮みの可能性、形状、セットバックの必要性等、画地条件等の総合格差で上記のとおり。

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建 物 価 格 (円)
2	170,000	× 63.76	× 0.03	= 330,000

現価率

- ・ 経過年数約 49 年、経済的残存耐用年数約 3 年、観察減価率 50%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \frac{\text{経済的残存耐用年数 3 年}}{\text{経過年数 49 年} + \text{経済的残存耐用年数 3 年}} \times (1 - \text{観察減価 0.50})$$

$$= 0.03$$

（附属建物）同種の物置の再調達原価及び残存耐用年数を考慮し、次のとおり求めた。

再調達原価 (円)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
700,000	× 0.03	= 20,000

◇附属建物の現価率は主である建物と同等とした。

目的建物 330,000 円 + 附属建物 20,000 円 = 350,000 円

2. 評価額の判定

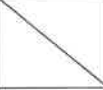
前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等価格(円)		土地利用権等価格(円)
1	13,340,000	× 0.65	法定地上権	= 8,670,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円)	土地利用権等価格の 控除及び加算(円)	占有減価 修 正	市場性 修 正	競売市場 修 正	その他の 控 除	評 価 額 (円)
1	13,340,000	－ 8,670,000		× 0.9	× 0.7	× 1.0	= 2,940,000
2	350,000	＋ 8,670,000	× 1.0	× 0.9	× 0.7		= 5,680,000
一括価格(合計)							8,620,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：建物の再建築が困難である可能性があることの市場性減価を－10%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示価格 横須賀一38

所 在：横須賀市久里浜3丁目301番3「久里浜3-16-3」

価 格：158,000 円/㎡

位 置：京浜急行久里浜線「京急久里浜」駅約850m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：166 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 道 路：東側4m市道

用 途 指 定 等：第一種中高層住居専用地域（60，200）、準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅のほかにアパート等が見られる住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 13,520,400円

物件2 1,129,700円

物件2 102,000円（未登記附属建物、課税床面積9.91㎡）

第7 附属資料の表示

1. 位置図

2. 公図写（A3判をA4判へ縮小したものである。）

3. 建物図面・各階平面図写（本図面はA3版からA4版へ縮小したものである。）

4. 配置図

5. 間取図

以 上

附属資料1 位置図

縮尺 1/5,000

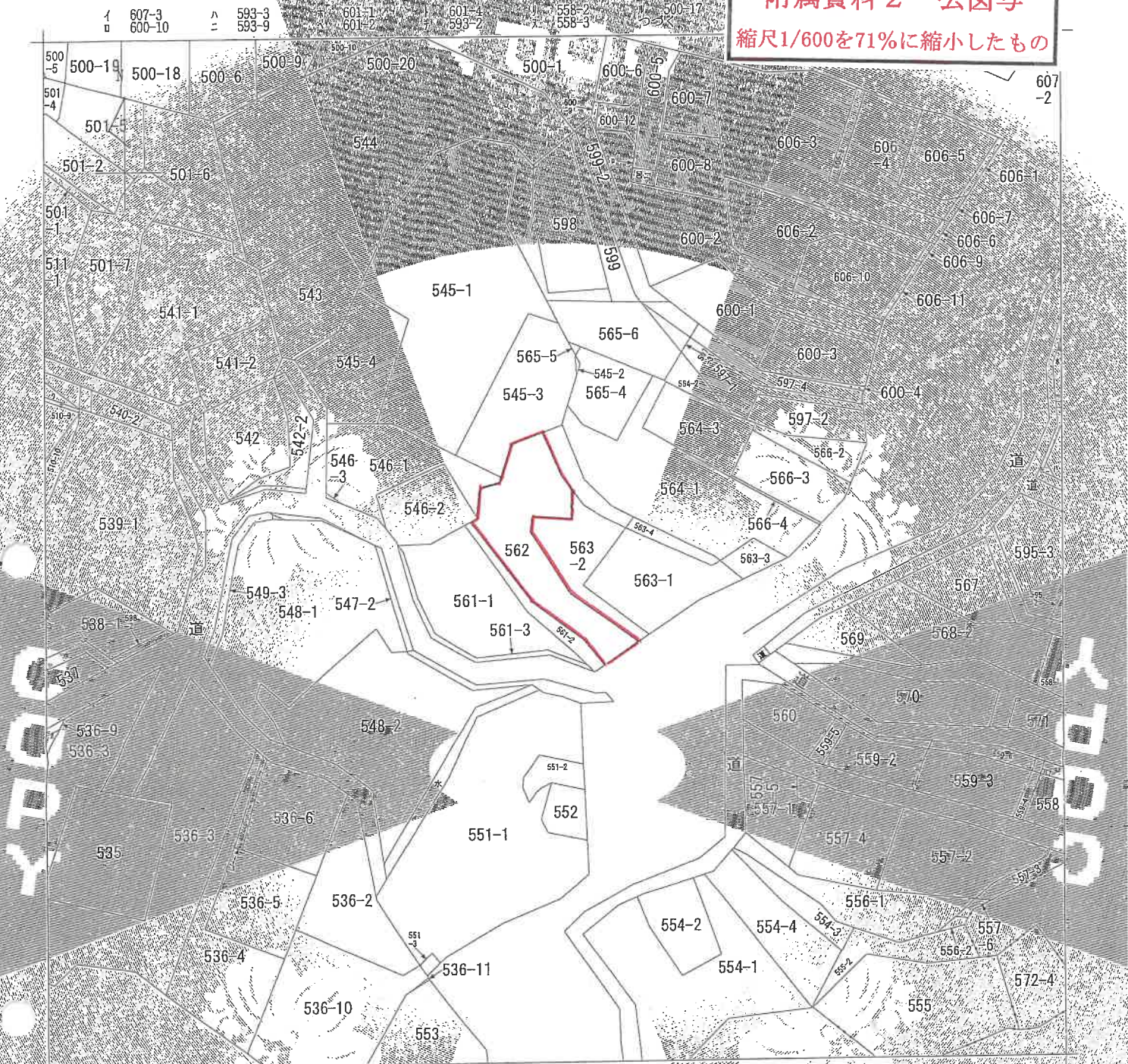
昭文社スーパーマップルデジタル26東日本版



1 : 5,000 相当
地図使用承認(C)マップル第6-210号

地図上の1センチは 約 50 メートル
印刷中心は 東経 139度41分52秒 北緯 35度13分48秒

縮尺1/600を71%に縮小したもの



請 部 分	所 在	横須賀市久村字御庵堂				地 番	562番		
出 縮	力 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 番 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項				

令和7年10月28日
横浜地方法務局横須賀支局
0882 登記官

登記官

登記年月日：昭和52年9月29日

214605

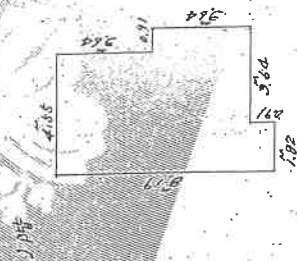
家屋番号	562番
建物の所在	横須賀市久村字御養堂562番地

建 物 階 平 面 図

附属資料3 建物図面写・各階平面図写
(本図はA3をA4に縮小したものである(原図の71%))

作製年月日	昭和52年9月28日	作製者	土地家屋調査士 土地家屋調査士	申請人	
-------	------------	-----	--------------------	-----	--

1階 本階平面図 1/500



4.86 x 3.64 = 16.5620
5.64 x 3.64 = 19.8744
1.82 x 0.91 = 1.6562
計 38.0926

2階



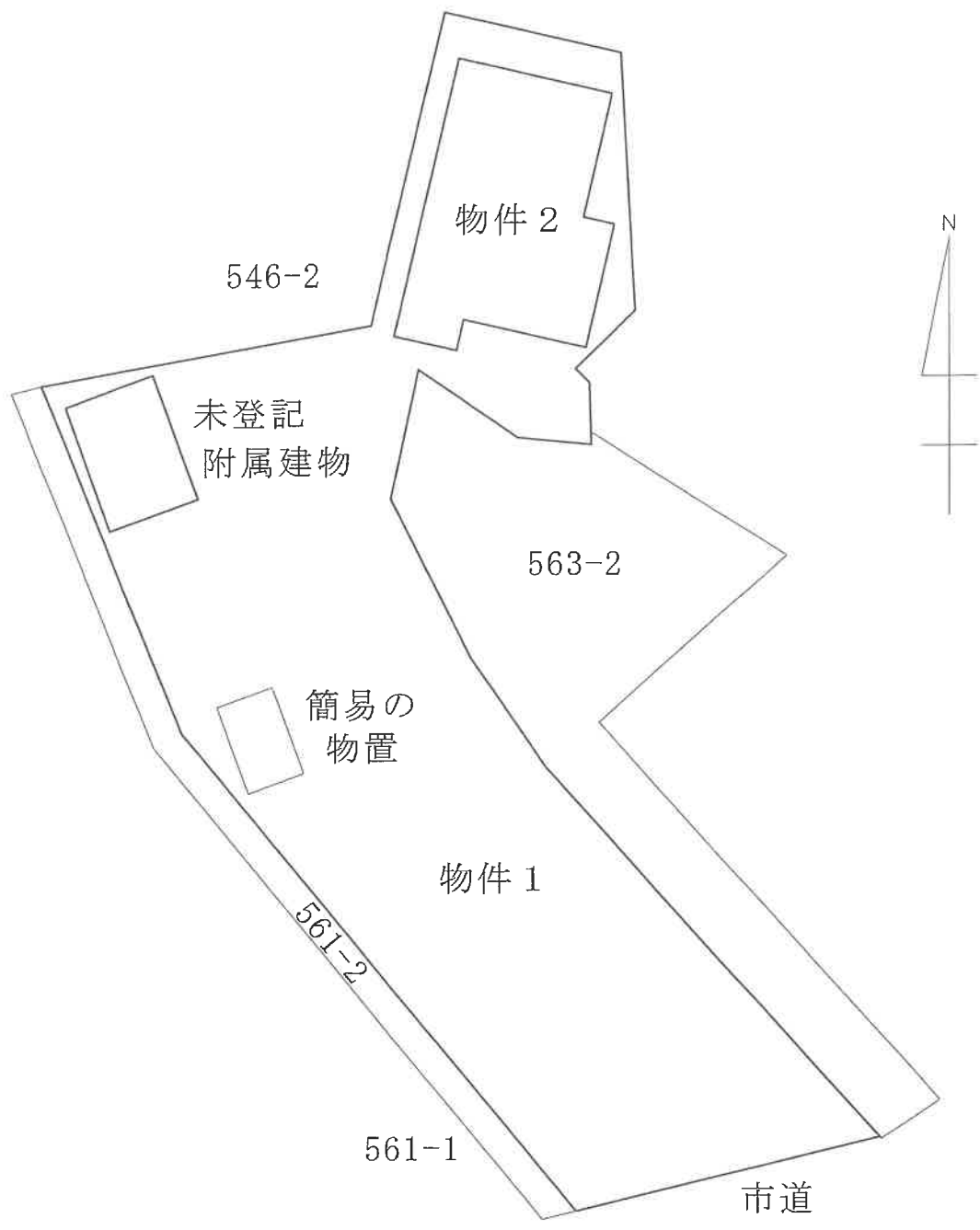
3.64 x 3.64 = 13.2496
4.5 x 2.73 = 12.4215
計 25.6711

(日本土地家屋調査士会 会用品紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

これは図面に記録されている内容を証明した図面である
令和7年10月28日
横須賀市役所 横須賀市 横須賀市役所 横須賀市役所

附属資料 4
配置図



2 階



附属資料 5
間 取 図

1 階



附属建物

